

「治療用装具」申請方法変更のお知らせ

治療用装具の費用を申請する場合は 『装具の画像』を添付してください

領収書と実際に作成された装具が同一かを確認することを目的に、2018年4月1日以降に治療用装具を申請する時、「装具の画像」の添付を必要書類(※)とし給付の適正化をはかります。

※上肢装具及び体幹装具、治療用小児メガネ(コンタクト)の申請は、画像の添付の必要はありません。

下肢装具の療養費申請に必要なもの

- ① 療養費支給申請書
- ② 領収書と明細書(内訳書)の原本
- ③ 治療上装具を必要と認めた医師の意見及び装着証明書
- ④ 作成した装具の画像
(専用貼付台紙に装具の画像を貼り提出)

療養費の対象となる装具とは？

- 医師の指示にもとづいて作成されたものであること
- 治療のために必要不可欠なものであること
- 患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品であること

撮影方法について

- 作成された装具全てに対し、下記の方向及び箇所について撮影してください。

- ① 正面
- ② 側面(右、左どちらか一方)
- ③ 裏側(正面の反対側)
- ④ ロゴ・サイズ・品番・メーカー表記等(ある場合)



※ 内容について分からない場合は、作成された装具会社にご確認願います。

提出方法について

- 撮影した画像を印刷し、専用貼付台紙に添付して提出してください。(専用貼付台紙は健保HPに掲載しております)